

令和7年1月

情報共有システム運用ガイドライン

【目的】

南島原市で発注する建設工事については、受発注者間の業務効率化を図るため、情報共有システムの利用を推進する。

【期待する効果】

- ・受発注者の協議、承諾等の行為の効率化
- ・受発注者間の工事進捗状況の共有化
- ・受注者の施工管理、工程管理業務の効率化
- ・電子データの利用による受発注者の紙書類削減

【実施方針】

◆対象工事

南島原市が発注する建設工事を対象とする。

◆受注者利用希望工事

対象工事のうち、受注者が情報共有システムの利用を希望した工事のことをいう。受注者利用希望工事（以下、「利用希望工事」という。）では、工事帳票（段階（立会）確認書含む）を情報共有システムを用いて取り交わすことを原則とする。

利用希望工事では、発注者は特別な理由がない限り、原則として情報共有システムの利用を認めなければならない。

◆適用日

令和7年4月1日以降に公告等を行う工事から適用する。

◆情報共有システム利用料

○情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料等）は、土木工事標準積算基準書、港湾・漁港請負工事積算基準、空港請負工事積算基準、水道事業実務必携、土地改良工事積算基準（土木）の共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれている。ただし、営繕工事については長崎県公共建築工事共通費積算基準等資料に従い、共通仮設費に積上げる。

◆情報共有の利用とシステム事業者の選定

○南島原市発注の建設工事で利用する情報共有システムは、長崎県と情報共有システム事業者との間に、長崎県の情報セキュリティ対策に準じた情報共有システム利用に関する協定を締結している業者（以下、「システム事業者」という。）のシステムを利用すること。

なお、南島原市では「LGWAN-ASP」※の使用を推奨する。

※LGWAN-ASP

「LGWAN（総合行政ネットワーク）」という通信の安定性及びセキュリティが確保されたネットワークを介して、各種行政事務サービスを提供するもの。

「システム事業者」

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/test-tochi-kensetsugyo-machidukuri-bunrui-3/johokyouyo/>

○受注者は、受発注者間で事前に相談した上で、システム事業者を選択すること。

○受注者は、システム事業者選定後、工事打合せ簿にて事前協議を行うこと。

◆事前協議の手続き

○受注者は工事打合せ簿に事前協議チェックシート（別添１）を添付し提出すること。

○受注者は、システム使用期間について、工事完成だけでなく検査事務に必要な期間等を考慮して設定すること。なお、工期変更となった場合は速やかにシステム使用期間を変更すること。

○受注者は、事前協議完了後に情報共有システム利用登録や利用料支払い等の手続きを行うこと。手続き完了後、発注者が情報共有システムの利用に必要なアカウント等の情報を報告すること。

○特別な理由により情報共有システムの利用を認めない場合、発注者は認めない理由を記載し、工事打合せ簿にて回答すること。

◆情報共有システムで取り交わしを行う書類

○情報共有システムで取り交わしを行う書類（以下、「書類」という。）は、監督員に提出する工事帳票（段階（立会）確認書含む。）を対象とする。契約担任者に提出する契約関係書類は対象としない。（例：契約書、現場代理人等決定通知書など）なお、施工計画書について、情報共有システムでの取り交わしを可とするが、取り交わし前に受発注者間で記載内容を十分確認すること。

○材料の品質証明資料等については可能な限り電子データ（PDF 形式）の入手に努め、入手できない場合はスキャン等による PDF 化が望ましいが、生産性の観点から非効率であれば紙資料での提出もできる。工事打合せ簿の添付書類が紙資料となる場合、工事打合せ簿の取り交わし自体は情報共有システムで行うが、発議する際に本文に紙資料の存在を明記し、情報共有システム上の工事打合せ簿と対照可能な状態で紙資料１部を提出する。なお、受注者は必要に応じて紙資料の写しを保管しておくこと。

○情報共有システム利用開始前に取り交わした工事帳票（事前協議含む。）について、受注者は可能な限り情報共有システムへの登録を行うこと。

○発注者が工事打合せ簿を発議する場合も情報共有システムで行うこと。やむを得ず、発注者が工事打合せ簿を紙又はメールで渡した場合、受注者が情報共有システムに登録を行うこと。

○書類の処理について、受発注者ともに情報共有システム上の電子押印機能を使用すること。

○受注者は、立会や段階確認の際、現地立会の前に情報共有システムの掲示板機能へ相談内容や現場の写真等を掲載し、監督員が現地確認内容を把握し事前に準備ができるように努めること。

○工事打合せ簿、段階（立会）確認書、工事打合せ簿一覧表の各様式については、各システム内の様式を用いることができる。

◆情報共有システムにより取り交わした工事帳票の取り扱いについて

○施工計画書（当初）について、受注者は情報共有システムでの取り交わし後に紙で1部提出すること。また、施工計画書（変更）については、発注者が求めた場合に限り、受注者は情報共有システムでの取り交わし後に紙で1部提出すること。

◆セキュリティ対策

○情報共有システムで使用するアカウントは他者の目につかないよう適切に管理すること。

○情報セキュリティインシデント等の事故が生じた場合には、直ちにシステム事業者へ書面等で報告を求め、管財契約課に報告しなければならない。

【情報共有システム利用上の注意事項】

○情報共有システムに協議事項やスケジュール等を登録した場合の発注者への連絡について、受注者はシステム内のメール通知機能を活用することを基本とし、必要に応じて電話等により要件の説明を行うこと。ただし、緊急を要する場合については、メール通知のみでなく電話連絡することを基本とする。また、受注者は、発注者が情報共有システム以外でスケジュール管理を行っていることに留意すること。

○本ガイドラインに定めのない内容については、受発注者間の協議により定めること。

【工事成績評価における評価】

○情報共有システムの活用は発注者の業務効率化が図られるので工事成績評価調書の創意工夫において評価する。評価方法は、主任監督員が考査項目別運用表「5.1.創意工夫【施工】⑭施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫」にマークして加点評価する。

【その他】

対象工事以外の工事および建設関連業務委託における情報共有システムの利用については、受発注者で協議を行い、協議が整った場合に利用することができる。

【基準関係】

○情報共有システム関係

- ・土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン 国土交通省
- ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件【要件編】
- ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件【解説編】
- ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件【2019年版営繕工事編】

事前協議チェックシート

協議実施日 年 月 日

協議事項		
1	工事管理項目	
	工事番号	
	工事名	
	工事場所	
	工期	
	受注者名	
	現場代理人	
	主任(監理)技術者	
2	情報共有システムの利用	
	システム事業者名	
	システム名	
	URL	
	システム使用期間	
	機能利用の有無	☐ 発議書類作成 ☐ ワークフロー ☐ スケジュール ☐ 書類管理 ☐ 掲示板 ☐ その他()
3	システム利用登録者名	
	発注者	
	受注者	
4	情報交換・共有のファイル形式	
	ワープロ	☐ Word ☐ その他()
	表計算	☐ Excel ☐ その他()
	CAD	☐ SXF(sfc) ☐ SXF(p21) ☐ その他(Ver.)
	写真	☐ JPEG ☐ その他()
	3Dデータ	☐ LandXML ☐ IFC ☐ その他
5	備考	

※ファイル形式はワープロ:Word、表計算:ExCEL、CAD:SXF(sfc)、写真:JPGを基本とする。

事前協議チェックシート

協議実施日 年 月 日

協議事項		
1	工事管理項目	
	工事番号	7南管財第〇ー△号
	工事名	〇×△改修工事
	工事場所	〇〇市 〇〇町 〇〇地内
	工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	受注者名	株〇〇建設
	現場代理人	工事 太郎
主任(監理)技術者	工事 次郎	
2	情報共有システムの利用	
	システム事業者名	株〇〇会社
	システム名	〇〇情報共有システム
	URL	http://.....
	システム使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
機能利用の有無		■ 発議書類作成 ■ ワークフロー □ スケジュール □ 書類管理 □ 掲示板 □ その他()
3	システム利用登録者名	
	発注者	検査職員:南島原 一郎 主任監督員:南島原 太郎 監督員:南島原 次郎
	受注者	現場代理人:工事 太郎 主任技術者:工事 次郎 工事部長:工事 三郎
4	情報交換・共有のファイル形式	
	ワープロ	■ Word □ その他()
	表計算	■ Excel □ その他()
	CAD	■ SXF(sfc) □ SXF(p21) □ その他(Ver.)
	写真	■ JPEG □ その他()
	3Dデータ	□ LandXML □ IFC □ その他
5	備考	添付資料:対応調査票

(受注者用)

工事打合せ簿

[illegible]

主任
監督員

現場
代理人

主任
(監理)
技術者